

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-02		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	被保護者就労支援事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤	
			担当者名	早川		内線	2624	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-04-04		就労支援事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	生活保護法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	就労意欲はあるが、なかなか就業に結びつかない被保護者に対して、就業の実現に必要な支援を組織的に行い、被保護者の自立を助長することを目的とする。							
対象者等	被保護者のうち、稼働年齢層で就労意欲があり支援することにより就労が見込まれる者。							
内容	<p>令和3年度より「就労支援専門員（ハローワークOB等）の設置」から就労支援事業業務委託に移行し、更なる支援の充実を図っている。</p> <p>[対象者の選定] ・就労意欲があり、かつ支援することにより就労が見込まれる者                  ・阻害要因があり、一般就労に向けた準備が整っていないと判断される者</p> <p>[就労支援検討会] ・対象者、ケースワーカーとの三者間にて支援方針及び支援内容等を決定</p> <p>[具体的支援] ・ハローワーク足立、就労支援コーナーあらかわ、JOB町屋等への同行及び各所職業相談部門担当者との連携                  ・職業訓練受講及び資格取得等の斡旋並びに指導                  ・求人情報提供、面接指導、履歴書・職務経歴書作成指導ほか                  ・ケースワーカーとの連携（環境整備等）                  ・就労先開拓及び紹介、打診、面接同行</p> <p>[就労支援結果の確認] ・就労状況確認・就労支援継続の要否の検討</p>							
経過	<p>平成17年 4月 事業開始（就労支援専門員 1名配置）</p> <p>平成23年 4月 就労支援専門員を1名増員し2名体制実施</p> <p>平成25年12月 就労支援コーナーあらかわ（ハローワーク常設窓口）設置</p> <p>平成26年 7月 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の法令化）</p> <p>平成27年 4月 生活保護法一部改正（「被保護者就労支援事業」の法令化）</p> <p>平成30年10月 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の算定基準見直し）                  ※最低給付額 単身世帯2万円 複数世帯3万円、積立率を一律10%に統一</p> <p>令和 2年 4月 生活福祉課内に自立支援係設置</p> <p>令和 3年 4月 被保護者及び生活困窮者就労支援業務の一体的実施（JOBサポートあらかわ）</p>							
必要性	就労可能な被保護者に対し就職活動を支援することにより、自立の促進につなげることで生活保護制度の適正実施を図るために必要な事業である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 庁外に委託の就労準備支援事業所を開設。ハローワークや社会福祉協議会等の関係所管・機関との連携による支援を実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	就労者数(被保護者)	13	42	48	45	80	延就職件数（内職増収を含む）
	②	利用者数(被保護者)	103	108	140	124	150	前年度からの継続利用を含む
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進		重点的に推進		就労可能な被保護者に対する就労への働きかけ等の支援により被保護者の自立を助長するため、重点的に推進する必要がある。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		6,018	5,771	5,643	6,705	17,524	18,386	18,535
決算額 (5年度は見込み)		5,753	5,629	5,633	6,633	17,159	17,978	18,535
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
就労者数 (被保護者)		—	—	23	13	42	48	45
利用者数 (被保護者)		—	—	126	103	108	140	124
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	就労支援専門員報酬	2,734	報酬	就労支援専門員報酬	2,600	報酬	就労支援専門員報酬	2,728
職員手当等	期末手当	444	職員手当等	期末手当	517	職員手当等	期末手当	520
共済費	社会保険料	482	共済費	社会保険料	490	共済費	社会保険料	477
旅費	ハローワーク等同行旅費、通勤費相当	161	旅費	ハローワーク等同行旅費、通勤費相当	165	旅費	ハローワーク等同行旅費、通勤費相当	191
委託料	その他の委託料	13,338	委託料	その他の委託料	14,206	委託料	その他の委託料	14,619

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
	給与関係費	6,910	7,231	321	地方税等	0	0
	物件費	13,498	14,371	873	国庫支出金	9,623	9,750
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	9,623	9,750
	賞与・退職給与引当金繰入額	681	627	▲ 54	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 11,466	▲ 12,479
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	21,089	22,229	1,140	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 11,466	▲ 12,479
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	162	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	162	0	▲ 162	当期収支差額(e)+(h)	▲ 11,304	▲ 12,479

備考

行政費用では、委託料が主な費用である物件費が全体の約64%を占めており、次いで給与関係費約33%となっている。行政収入では、国庫負担金として9,750千円の収入があった。

問題点・課題

○令和3年度に開始した被保護者及び生活困窮者就労支援業務の一体的実施（JOBサポートあらかわ）を効果的に活用し、支援対象者の就労自立を適切に促せるよう、関係者が連携してサポートする必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業内容を紹介する動画の作成等による利用者の更なる増加や、業務切り出しによる新たな就労先の確保を強化していく。	紹介動画の作成や就労体験の場の拡大の手法等について、当事業の委託事業者と協議を重ねている。	就労や就労体験の受け入れ事業者を更に増やすとともに、受け入れ事業者の協力を得ながら紹介動画等を作成する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決(要旨)	令和2年 決特 就労自立の件数について

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-03	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	路上生活者等対策事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	藻垣	内線	2633		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-13-01	路上生活者対策事業分担金					
	01-13-02	路上生活者自立支援事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 13（ 2001 ）年度	根拠	路上生活者対策事業実施大綱、ホームレス対策				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	特別措置法、生活困窮者自立支援法				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	荒川区内の道路、公園、河川敷で生活する路上生活者等に対して、生活相談等を行うとともに、都区共同事業である「路上生活者対策事業」の利用窓口となり、路上生活者等の早期社会復帰に向けた支援を行う。						
対象者等	荒川区内の道路、公園、河川敷で生活する路上生活者等。						
内容	<p>1 路上生活者の自立に向けた生活に関する相談等</p> <p>2 都区共同事業「路上生活者対策事業」に基づいて設置された自立支援センターの利用承諾承認 [自立支援センター事業]</p> <p>(1) 巡回相談 (2) 緊急一時保護 (3) 自立支援 (4) 地域生活継続支援 (5) 支援付地域生活移行事業 ※平成22年10月から緊急一時保護センターと自立支援センターを一本化し、新型自立支援センターとして再構築</p> <p>[自立支援センター設置の考え方]</p> <p>(1) 各ブロック、センター1ヶ所、自立支援住宅30戸（支援付住宅含む）設置（5年間の持ち回り）。 (2) 施設の建設は基本的に東京都が行い、管理運営は特別区が行い、特人厚が共同処理する。 (3) 経費負担は都が2分の1、区は残りの2分の1の額の23分の1を負担する。</p>						
経過	<p>平成12年 7月 路上生活者自立支援事業に伴う都区協定締結、11月 自立支援事業開始</p> <p>平成13年 4月 荒川区に路上生活者自立支援相談員を設置、8月 路上生活者対策事業実施大綱制定、特別区長と都知事による協定の締結、11月 緊急一時保護事業開始</p> <p>平成17年 2月 緊急一時保護センター荒川寮開設（平成22年2月閉鎖）</p> <p>平成18年11月 全ブロックに緊急一時保護及び自立支援センター設置完了</p> <p>平成20年 4月 路上生活者対策事業実施大綱改定（再構築）</p> <p>平成25年 2月 全ブロックに新型自立支援センター設置完了（平成27年1月から設置二巡目）</p> <p>平成27年 4月 生活困窮者自立支援法に基づき事業実施（従前はホームレス対策特別措置法）</p> <p>平成31年 4月 支援付地域生活移行事業を全ブロックにて開始</p> <p>令和 2年 1月 自立支援センター台東寮閉鎖</p> <p>令和 2年 7月 自立支援センター荒川寮開設（令和7年1月まで）</p>						
必要性	路上生活者等の自立に向けた対策事業として実施する必要性は高い。						
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>利用承諾・処遇決定等は特別区、施設建設、住宅・職業相談体制等の確保調整は東京都が行う。 ※各施設の管理運営については、特人厚が社会福祉法人等に委託</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み	
	①	自立者数(人)	4	15	3	8	荒川区から繋いだ入所者の就労自立者数(前年度からの継続分含)
	②	自立支援センター新規入所者数(人)	19	17	14	17	荒川区から繋いだ新規入所者数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度	路上生活者を対象にした都区共同事業であり、継続する。					
継続	継続						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		6,354	12,695	6,904	10,461	11,139	10,517	11,586
決算額(5年度は見込み)		5,201	10,867	6,100	7,906	6,247	7,449	11,586
実績の推移	事項名(5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	相談延件数	33	28	11	45	24	30	32
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	自立支援相談員報酬	2,035	報酬	自立支援相談員報酬	2,449	報酬	自立支援相談員報酬	2,476
共済費	社会保険料	328	共済費	社会保険料	425	共済費	社会保険料	439
旅費	緊急一時保護センター同行旅費、通勤費相当	112	旅費	緊急一時保護センター同行旅費、通勤費相当	239	旅費	緊急一時保護センター同行旅費、通勤費相当	254
役務費	緊急一時保護センター移送費	0	役務費	広告料	100	役務費	緊急一時保護センター移送費	3
負担金補助等	自立支援センター分担金	3,544	負担金補助等	自立支援センター分担金	3,749	負担金補助等	自立支援センター分担金	7,918
職員手当等	期末手当	228	職員手当等	期末手当	487	職員手当等	期末手当	492
						需用費	連絡協議会賄	4

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		3年度	4年度	差額	行政収入	勘定科目		3年度	4年度	差額
	給与関係費		6,201	5,581	▲ 620		地方税等		0	0	0
物件費		112	339	227	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		3,544	3,749	205	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		753	387	▲ 366	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 10,610	▲ 10,056	554		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		10,610	10,056	▲ 554	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 10,610	▲ 10,056	554		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 10,610	▲ 10,056	554		

備考

行政費用では、給与関係費と補助費等で全体の約93%を占めている。補助費等の内訳は、全額が負担金補助及び交付金（ホームレス自立支援事業負担金）であり、総事業費の減から差額が発生している。

問題点・課題

○ネットカフェ利用者、女性等について、就労自立が見込める者を事業対象者とする必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、関係部署や関係機関と適宜情報共有を行い、路上生活者の速やかな支援に繋げる。	施設入所後も、必要に応じて自立支援相談員が面談を行い、安定的な就労と生活基盤の構築に向けて丁寧な支援を行った。	入所前に本事業の目的をしっかりと相談者に説明し、相談者・区・事業者が一体となって就労自立を目指していく。
②			
③			
他区の実況	(実施) 22 区	未実施) 0 区	不明) 0 区)
議会議決要旨			

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-05	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	生活扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	山崎	内線	2647		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	生活扶助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 25（ 1950 ）年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その程度に応じて必要な保護を行うことで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	生活保護受給者のうち、支給の必要な者。						
内容	<p>生活保護申請の意思がある区民からの相談を受けて申請を受理し、必要な調査を行ったうえで生活保護の要否を判定する。生活保護の必要な区民に対しては、生活保護法に基づく保護を開始し、最低生活に必要な金品を適正に支給するとともに、自立を支援する。</p> <p>[生活扶助の範囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①衣食、光熱水費その他の日常生活の需要を満たすために必要なもの</li> <li>②移送費</li> </ul> <p>[生活扶助の実施原則]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①居宅保護を原則とする</li> <li>②金銭給付を原則とする</li> <li>③保護金品は1ヶ月分以内を限度に支給する</li> <li>④居宅の場合の扶助費は、世帯単位で計算し、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。</li> </ul>						
経過	<p>昭和29年 5月 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置について（厚生省社会局長通知）</p> <p>昭和59年度 基準額の算出に水準均衡方式採用（一般世帯消費支出の約68%相当）現在に至る</p> <p>平成元年度 補助金等臨時特例等法により国庫負担金補助率を 7/10 → 3/4 に改正</p> <p>平成12年度 介護扶助創設 介護保険料分を生活扶助に加算</p> <p>平成18年 4月 老齢加算廃止</p> <p>平成21年12月 母子加算（H21.4廃止）復活</p> <p>平成25年 8月 生活保護基準額改定（3ヵ年による段階的減額 平成27年4月完了）</p> <p>平成26年 4月 消費税増税に伴う生活扶助基準額改定（3ヵ年による段階的減額後、2.9%増）</p> <p>平成30年10月 生活保護基準額改定（3ヵ年による段階的減額開始 令和2年10月完了）</p>						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>①面接相談、申請受理 ②申請に対して資産、稼働能力、扶養の可能性調査、病状調査、14日以内に決定、通知 ③施設への収容、保護費の支給 ④自立助長のための生活指導・相談、病状把握等</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み	
	① 被保護世帯（世帯）	5,108	5,021	4,961	4,991		毎年10月末時点
	② 被保護人員（人）	6,002	5,872	5,765	5,818		毎年10月末時点
③ 窓口払件数（件）	116	123	112	117		毎年10月末時点	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	生活保護法に基づく経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	4,239,299	4,271,839	3,864,579	4,066,238	3,637,905	3,532,836	3,522,725	
決算額 (5年度は見込み)	4,128,577	3,950,809	3,728,816	3,606,743	3,516,464	3,442,063	3,522,725	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	基準生活延人員	69,981	69,392	66,436	64,676	64,177	64,488	64,609
	基準生活費 (千円)	3,948,642	3,758,318	3,528,235	3,412,808	3,310,463	3,242,707	3,315,411
	その他生活費	179,935	192,491	200,581	193,935	206,001	199,356	207,314

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
扶助費	基準生活費等	3,516,464	扶助費	基準生活費等	3,442,063	扶助費	基準生活費等	3,522,725

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	78,997	83,837	4,840	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	2,527,986	2,492,478	▲ 35,508
	維持補修費	0	0	0	都支出金	35,401	31,084	▲ 4,317
	扶助費	3,516,464	3,442,063	▲ 74,401	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	139,264	231,046	91,782
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	36,673	62,818	26,145	行政収入合計 (a)	2,702,651	2,754,608	51,957
	賞与・退職給与引当金繰入額	16,479	14,322	▲ 2,157	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 945,962	▲ 848,432	97,530
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	3,648,613	3,603,040	▲ 45,573	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 945,962	▲ 848,432	97,530
	特別費用 (g)	0	27,892	27,892	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	▲ 27,892	▲ 27,892	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 945,962	▲ 876,324	69,638

備考 行政費用の約96%を生活扶助費が占める。被保護者数の減少が扶助費の減につながった。行政収入についても、被保護者数の減少等により、国庫負担金が減となっている。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護弁償金の生活扶助分となっている。

問題点・課題 ○新型コロナによる雇用環境の影響とその後の物価高騰の影響により、失業や収入減少となった世帯を中心に、生活保護申請件数が増加することが予想されるため、今後も動向を注視していく必要がある。  
○新生活保護システムの導入により、事業の効率化に一定の効果が図られたが、制度の変更や新たな運用手順の課題に対して、随時対応する必要がある。  
○複合多岐にわたる生活課題を抱える世帯の増加により、これまで以上に寄り添った支援を行う必要があるため、ケースワーカーの業務が煩雑化し増大している。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	感染リスクを最小限にするよう配慮したうえで、コロナ禍の状況を注視しながら訪問調査活動を実施する。	感染症対策に配慮しつつ、訪問調査活動を行い、被保護者の的確な生活状況の把握に努めた。	訪問調査活動は、被保護者の住環境や食事、衛生面等暮らしを見る観点からも重要であり感染症対策に配慮しながら行う。
②	新生活保護システム導入で、一定の統一化・効率化が図られたが、新たな運用上の課題が生じたため引き続き検証を行う。	新システム導入に伴い、年金変更額に伴う会計事務作業は、情報連携により改定額の把握が可能になり事務の効率性を図ることができた。	課題を共有化し、職員一人ひとりのレベルアップを図りながら新システムの活用を進めていく。
③	口座払いになっていない世帯について、継続して口座振込の勧奨をしていく。	コロナ禍が長期化する状況を踏まえ、口座払いの利点を被保護者に丁寧に説明し、推進することができた。	口座払いになっていない世帯について、継続して口座振込の勧奨の取り組みを行っていく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会議決要旨	平成26年度 二月会議 冬季加算の基準改定について 平成27年度 二月会議 生活保護単身受給者死亡時の家財処分について 平成30年度 九月会議 生活保護基準改定の影響について 令和2年度 決特 エアコン設置及び夏季加算の必要性について CW数及び事業委託について
--------	---

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-06	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	住宅扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	二関	内線	2657		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-02	住宅扶助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 25（ 1950 ）年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、家賃・間代、敷金、住宅維持のための補修等を住宅扶助として支給することで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	生活保護受給者のうち借家等に居住している者。						
内容	<p>被保護者の必要に応じ、下記により住宅扶助を行う。</p> <p>[住宅扶助の範囲] ①住宅費（家賃・間代、地代、敷金等） ②住宅維持費（住宅維持のための補修等）</p> <p>[住宅扶助の実施原則] ①金銭給付を原則とする。 ②現物給付は、宿所提供施設、緊急宿泊施設に委託して行う。 ③保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。</p> <p>[住宅扶助の基準額]                  (平成27年7月以降) ○家賃等 単身世帯 53,700円以内                  ○敷金等 279,200円以内（7人以上世帯 388,000円以内）                  ○契約更新料等 104,700円以内（7人以上世帯 145,500円以内）                  (令和5年4月以降) ○住宅維持費 一般基準 128,000円以内（年額）</p>						
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成21年度 契約更新料上限額の変更（69,800円→104,700円） ※簡易宿泊所は特別基準（1.3倍）扱いとする。 平成22年度 都営住宅の使用料の代理納付開始。 平成27年度 住宅扶助基準額の変更（世帯人数区分の細分化・単身世帯に床面積別の住宅扶助上限額を新設） 平成30年度 現に大学に就学している者を世帯分離した時の住宅扶助費を減額しない措置の適用 令和5年度 住宅維持費（一般基準）の変更122,000円以内（年額）→ 128,000円以内（年額） （令和2年3月厚労省通知）・公営住宅は原則として代理納付とし、被保護者の委任状を必要としない ・家賃滞納者に対し、生活状況などを踏まえたうえで、原則代理納付とする。						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 直接、被保護者に支給する。状況に応じて代理納付を適用し家主等に支払う。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 住宅扶助費家賃代理納付の割合 (%)	28.5	27.0	30.0	31.5	35.0	福祉事務所から大家等に直接支給している者の割合。
	② 住宅扶助費家賃代理納付（民間）の割合 (%)	22.0	19.0	24.0	25.0	27.0	一般賃貸住宅入居世帯のうち、代理納付している者の割合。
③ 住宅扶助費家賃代理納付（都住）の割合 (%)	75.3	73.1	75.7	76.5	80.0	都営住宅入居世帯のうち、代理納付している者の割合。	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度	生活保護法に基づく経費であり、継続する。					
継続	継続						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	2,850,065	2,868,509	2,812,981	2,776,493	2,790,018	2,645,190	2,714,973	
決算額 (5年度は見込み)	2,803,804	2,790,060	2,711,069	2,675,252	2,661,162	2,624,166	2,714,973	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	家賃延世帯数	58,402	58,252	56,739	55,955	54,853	54,421	54,696
	家賃支出額(千円)*家賃・間代	2,633,122	2,623,341	2,543,599	2,517,056	2,466,296	2,442,286	2,513,282
	その他住宅費*敷金・住宅維持費	170,682	166,719	167,470	158,196	194,866	181,880	201,691

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	家賃・間代等	2,661,162	扶助費	家賃・間代等	2,624,166	扶助費	家賃・間代等	2,714,973

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	77,205	82,184	4,979	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	1,929,600	1,908,935	▲ 20,665
	維持補修費	0	0	0	都支出金	22,621	25,705	3,084
	扶助費	2,661,162	2,624,166	▲ 36,996	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	131	0	▲ 131
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,952,352	1,934,640	▲ 17,712
	賞与・退職給与引当金繰入額	16,105	14,040	▲ 2,065	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 802,120	▲ 785,750	16,370
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,754,472	2,720,390	▲ 34,082	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 802,120	▲ 785,750	16,370
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 802,120	▲ 785,750	16,370

備考

行政費用のうち、住宅扶助費が約97%を占める。被保護者数の減少等による支出減となっている。行政収入については、国庫負担金が減となっているが、当該年度実績に基づき翌年度精算される。

問題点・課題

○被保護者の適切な住環境確保に加えて、住宅費の代理納付が原則必須な公営住宅への入居勧奨を勧めているが、入居申請の手続等が難しい被保護者も多いため必要に応じた支援を行う。  
 ○民間住宅代理納付を活用すると、自分が生活保護受給者であると大家等に知られる事を嫌がり利用を拒否する被保護者が多い。家賃滞納の防止のため代理納付の活用について丁寧に説明し、代理納付の活用を推奨していく。  
 ○賃貸住宅で被保護者が死亡した際に家財処分費用について貸主負担になるためトラブルになりやすい。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	公営住宅の入居者募集について情報を提供する。また、民間住宅についても滞納しないよう、被保護者に指導を行う。	年数回ある都営住宅入居募集を案内するとともに、書類の書き方、手続き等に不安がある被保護者について支援を行った。	引き続き、住宅費の代理納付や金銭管理制度を積極的に活用し、家賃滞納が発生しないよう支援する。
②	家財保険未加入の単身者が亡くなった場合、家財処分代は貸主負担となる等のデメリットを貸主に伝えて、保険加入を促進する。	契約更新や住宅扶助代理納付の手続きの際に、不動産管理会社や貸主等に保険加入を勧奨した。	不動産管理会社及び貸主に保険加入の必要性を説明し、賃貸借契約時等に保険加入ができるよう促す。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)質問状	平成22年 一定 住宅扶助費の大家、不動産屋への代理納付について 平成26年度 二月会議 住宅扶助費の基準改定について 平成27年度 六月会議 住宅扶助費の基準改定について
-----------	--



# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	教育扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	米山	内線	2638		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-03	教育扶助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 25（ 1950 ）年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、義務教育に伴う必要な学用品、通学用品、学校給食等にかかる費用を教育扶助として支給することで、最低限度の生活保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できない者（外国人の各種学校は除外）。他は生活扶助と同じ。						
内容	被保護者の必要に応じ、下記により教育扶助を行う。 [教育扶助の範囲] ①義務教育に伴う必要な教科書その他の学用品 ②義務教育に伴う必要な通学用品 ③学校給食その他義務教育に伴う必要なもの [教育扶助の実施原則] ①金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 ②保護金品は、被保護者、その親権者、後見人、学校長に交付。 [教育扶助の基準額]（令和2年度10月改定）※学習支援費の（ ）内は特別基準 <input type="radio"/> 一般基準 小学校 2,600円 中学校 5,100円 <input type="radio"/> 特別基準(学級費等) 小学校 1,080円以内 中学校 1,000円以内 <input type="radio"/> 学習支援費 小学校 16,000円（20,800円）以内 中学校 59,800円（77,740円）以内						
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成20年度 給食費を学校長口座へ納付開始 平成21年 7月1日 学習支援費を新設 平成30年10月1日 学習支援費を月単位の定額支給から実費支給に変更 令和元年 8月1日 教材費の代理納付を開始						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 基準額は、当該世帯の保護費に加算して支給する。教材代等は、教育委員会、学校長へ実費額の調査を行い決定する。場合により代理納付を適用し、学校口座に入金。給食費は原則代理納付。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 教材費代理納付の割合（%）	21.2	17.7	18.0	18.5	20.0	福祉事務所から学校長に直接支払っている者の割合。
	② 被保護世帯の児童生徒数（人）	203	183	189	151		
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度	生活保護法に基づく経費であり、継続する。					
継続	継続						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	40,373	39,029	39,555	28,453	29,394	24,007	23,852	
決算額(5年度は見込み)	38,195	33,592	25,402	25,972	21,145	22,134	23,852	
実績の推移	事項名(5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	教育基準延人員	3,099	2,970	2,584	2,364	2,168	2,095	2,073
	教育基準費(千円)	9,502	9,671	9,260	8,655	8,056	8,041	8,011
	その他教育費(千円)	28,693	25,229	16,142	17,323	13,089	14,093	15,841

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	基準教育費等	21,145	扶助費	基準教育費等	22,134	扶助費	基準教育費等	23,852

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	30,140	28,827	▲ 1,313	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	20,329	19,146	▲ 1,183
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	21,145	22,134	989	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	20,329	19,146	▲ 1,183
	賞与・退職給与引当金繰入額	6,287	4,925	▲ 1,362	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 37,243	▲ 36,740	503
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	57,572	55,886	▲ 1,686	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 37,243	▲ 36,740	503
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 37,243	▲ 36,740	503

備考

行政費用のうち、教育扶助費が約40%を占める。行政収入については、国庫負担金が減となっているが、当該年度実績に基づき翌年度精算される。

問題点・課題

○被保護世帯の児童・生徒の成長を支援と適切な教材費等の納入を促進するため、教材費等の滞納状況を調査し代理納付の活用を進める。また部活動等を行う生徒へ、使用する道具やユニフォーム代、合宿費等の実費支援として、学習支援費の活用を周知する。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各学校と連携し教材費滞納状況を確認し、代理納付の制度を周知していく。	教材費は年に一回の納入であるため、保護者が累積金で支払うことが多く、代理納付の割合は全体の約18%となっている。	各学校より納付状況等の情報を収集し滞納を防ぐと共に、児童の進級時等に保護者へ代理納付制度を周知していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	介護扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	加藤	内線	2627		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-04	介護扶助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 12（ 2000 ）年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、介護保険の被保険者が否かを問わず、介護保険法に規定する要介護等の状態にある者が、介護サービスを利用した場合、その費用を介護扶助として支給する。						
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できない者。他は生活扶助と同じ。						
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、介護扶助を行う。 [介護扶助の範囲] 1 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うもの）（介護保険の給付対象と同じ） 2 福祉用具 3 住宅改修 4 施設介護 5 移送 [介護扶助の実施原則] 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた介護機関に委託して行う。 3 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合は、指定介護機関以外で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に交付する。 [介護扶助と介護保険給付の関係] 1 被保険者：介護保険の自己負担分を介護扶助として支給する。 2 被保険者以外：全額を介護扶助として支給する。（10割給付）						
経過	平成12年4月 介護保険導入により介護扶助新設。 平成26年7月 生活保護法の改正に伴い、介護保険法の指定があったものは、生活保護法指定介護機関のみなし指定となる。 平成27年4月 介護保険制度の改正に伴い、介護予防給付のうち、訪問介護、通所介護が介護予防日常生活総合支援事業に移行。高齢者福祉課で委託事業として行われている訪問型サービス、通所型サービスの利用料及び居宅介護計画に係る費用においても介護扶助の対象となる。 平成30年4月 「日常的な医学管理」「看取り」「生活施設」の機能を兼ね備えた介護医療院が創設。 平成30年10月 福祉用具の貸与価格に上限が設定される。						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 指定介護機関で現物給付。介護費の支払は、国民健康保険団体連合会に委託。一部、福祉用具購入、住宅改修、移送費は福祉事務所で支払い。被保険者は1割、被保険者以外は10割介護扶助。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み	
	①	介護扶助受給者数	1,108	1,187	1,198	1,216	介護扶助の利用者数
	②	みなし2号被保険者数	92	102	94	111	介護扶助を利用するみなし2号被保険者数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	生活保護法に基づく経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	385,877	378,842	381,870	385,232	380,244	369,186	361,061	
決算額(5年度は見込み)	351,398	354,076	361,814	349,744	358,202	340,972	361,061	
実績の推移	事項名(5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	居宅介護人数	2,535	2,733	3,048	3,119	4,054	3,611	3,703
	施設介護人数	79	80	73	70	97	52	52

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	居宅介護費等	358,202	扶助費	居宅介護費等	340,972	扶助費	居宅介護費等	361,061

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	38,430	39,871	1,441	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	267,801	247,122	▲ 20,679
	維持補修費	0	0	0	都支出金	9,825	7,627	▲ 2,198
	扶助費	358,202	340,972	▲ 17,230	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	1,661	0	▲ 1,661
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	279,287	254,749	▲ 24,538
	賞与・退職給与引当金繰入額	8,017	6,811	▲ 1,206	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 125,362	▲ 132,905	▲ 7,543
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	404,649	387,654	▲ 16,995	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 125,362	▲ 132,905	▲ 7,543
特別費用(g)	0	42	42	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	▲ 42	▲ 42	当期収支差額(e)+(h)	▲ 125,362	▲ 132,947	▲ 7,585	

備考 行政費用の約89%を介護扶助費が占める。対象者の高齢化等の理由により扶助費が増となった。行政収入については、国庫負担金が減となっているが、当該年度実績に基づき翌年度精算される。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護費弁償金の介護扶助費分である。

問題点・課題 ○他法優先の原則に従い、随時他法活用を検討する必要がある。(「被保険者(介護扶助1割)」は、自立支援医療(更生医療)がある時、「訪問看護」と「リハビリテーション」は更生医療を活用する。「被保険者以外(介護扶助10割)」は、障害福祉サービス等優先活用が可能な他法他施策がある時、その施策を活用する。)

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引続き請求内容の点検に勤める他、被保険者・被保険者外ともに他法他施策の活用を図る。	システムにより国保連合会とのデータ突合処理し、請求内容の点検に努めた。また、他法他施策の活用にも努めた。	引続き請求内容の点検に努めるとともに、自立支援医療、難病、障害者施策等他法他施策の活用に取り組む。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-09		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	医療扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤
			担当者名	加藤		内線	2627
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-05	医療扶助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 25（ 1950 ）年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき入院、外来、調剤、歯科、施術等のために必要な経費を医療扶助として支給する。						
対象者等	医療費に困窮のため最低限度の生活を維持できない者。他は生活扶助と同じ。						
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、医療扶助を行う。</p> <p>[医療扶助の範囲] 1 診察 2 薬剤又は治療材料 3 医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送</p> <p>[医療扶助の実施原則] 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた医療機関、施術者に委託して行う。 3 急迫した事情がある場合は、指定外医療機関、施術者で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に支給する。</p>						
経過	<p>生活扶助と同じ。</p> <p>平成19年度 医療扶助対象者の人工透析が自立支援医療（更生医療）の給付対象となる。</p> <p>平成26年度 生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日以降、生活保護法の指定医療機関及び薬局は、6年ごとの更新制度の導入。はり・きゅう師は、登録制から指定制度に変更。</p> <p>平成27年1月1日難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、被保護者についても難病の医療費助成制度が適用された。</p> <p>平成27年度 厚生労働省より、向精神薬の重複処方の適正化について対応の指示が出された。</p> <p>平成30年度 厚生労働省通知により、頻回受診者の定義が改められた。</p> <p>生活保護法改正により、「被保護者健康管理支援事業」が令和3年1月より必須事業となった。</p> <p>10月より、後発医薬品の使用が原則化された（本人希望は不可）。</p>						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>指定医療機関等で現物給付。医療扶助実施は、専門的知識・判断等を要し嘱託医3人に委嘱。医療費の支払は、社会保険診療報酬支払基金に委託。一部、移送費、治療材料費は福祉事務所で支払い。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 後発医薬品の使用割合（%）	84.4	81.6	83.2	86.2	85.0	国目標は80%
	② 入院件数の割合（%）	3.1	2.7	2.6	2.3		年間医療扶助件数のうち入院件数の割合
③ 他法他施策への移行件数	30	55	79	30		難病、精神通院等更生医療	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	生活保護法に基づく経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		6,007,881	6,120,746	6,296,932	6,299,146	5,981,001	5,994,439	5,582,822
決算額（5年度は見込み）		5,922,909	5,977,437	6,181,088	5,592,893	5,560,533	5,358,482	5,582,822
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名（5年度は見込み）								
入院延件数		5,541	5,609	5,802	5,088	4,508	4,302	4,258
外来延件数		84,331	85,339	82,106	74,646	76,136	75,251	81,814
歯科延件数		15,069	14,772	14,560	12,816	13,682	13,671	15,153
調剤延件数		67,155	68,084	65,731	60,550	61,331	60,781	65,491
予算・決算の内訳								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	入院費等	5,560,533	扶助費	入院費等	5,358,482	扶助費	入院費等	5,582,822

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	39,874	41,277	1,403	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	4,652,640	3,908,065	▲ 744,575
	維持補修費	0	0	0	都支出金	142,362	134,418	▲ 7,944
	扶助費	5,560,533	5,358,482	▲ 202,051	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	67,543	▲ 1,121	▲ 68,664
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,862,545	4,041,362	▲ 821,183
	賞与・退職給与引当金繰入額	8,318	7,051	▲ 1,267	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 746,180	▲ 1,365,448	▲ 619,268
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,608,725	5,406,810	▲ 201,915	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 746,180	▲ 1,365,448	▲ 619,268
	特別費用(g)	0	1,356	1,356	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	▲ 1,356	▲ 1,356	当期収支差額(e)+(h)	▲ 746,180	▲ 1,366,804	▲ 620,624	

備考 行政費用の約99%を医療扶助費が占めている。被保護者数の減少が扶助費の減につながった。行政収入については、国庫負担金が減となっているが、当該年度実績に基づき翌年度精算される。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護弁償金の医療扶助分となっている。

問題点・課題  
 ○頻回受診・向精神薬の二重処方等、嘱託医と連携して適正化を図る必要がある。  
 ○他法優先の原則に基づき、自立支援医療の資格管理を継続していくことが必要である。  
 ○同一傷病名における複数医療機関の受診（重複受診）や時間外受診等の不要な受診を削減していくことが必要である。  
 ○重複投薬者・不適切な多剤投与者への指導を行い、医薬品の適正使用を推進していく必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引続き被保護者に対して他法他施策の申請・受診を促すと共に、頻回・時間外受診等のレセプトを調査し、医療費削減に取り組む。	診療報酬明細書（レセプト）を調査し、他法他施策の申請を促した。また、頻回、時間外受診、先発医薬品処方を地区担当と対応した。	引続き診療報酬明細書（レセプト）を調査し、不要な受診を削減と医療扶助の適正化に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会要旨問状	平成13年 一定 入院患者の日用品費について 平成27年度 九月会議 ジェネリック医薬品の利用促進について 令和2年度 決特 医療扶助費の適正化について

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-10	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	出産・生業・葬祭扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	渡邊	内線	2649		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-06	出産、生業、葬祭扶助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 25（ 1950 ）年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、出産・生業・葬祭を行うために必要なものを扶助として基準額の範囲内で支給することで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	①出産扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない妊産婦 ②生業扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者又はそのおそれのある者 ③葬祭扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者の葬祭を行う者						
内容	被保護者等の必要に応じ、下記により出産、生業、葬祭扶助を行う。 ◆出産扶助 ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼその他衛生材料（ただし、児童福祉法の入院助産制度が優先） ◆生業扶助 ①生業に必要な資金、器具又は資料 ②生業に必要な技能の修得 ③就労のために必要なもの ④高校等就学費（学級費、通学費、授業料、入学金、入学準備金、教材代等） ◆葬祭扶助 ①検案 ②死体の運搬 ③火葬又は埋葬 ④納骨その他葬祭のために必要なもの ◆実施原則 金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 ◆保護金品の交付者 出産扶助、生業扶助は被保護者。葬祭扶助は葬祭を行う者 ◆基準額（令和5年度） 出産扶助 311,000円以内 生業扶助 47,000円以内 葬祭扶助 212,000円以内						
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成17年度 生業扶助に高校等就学費新設 平成21年度 高校等就学世帯に学習支援費新設						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 葬祭扶助は遺留金品を充当しても不足が生じる場合、扶養義務者又はその他（病院長、民生委員等）の葬祭を行う者の申請に対して扶助を行う。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 高等学校就学者数	96	86	80	85	100	学級費の月平均支給件数
	② 技能習得費 延べ件数（件）	18	12	18	16	20	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	生活保護法に基づく経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	81,228	66,121	62,680	66,001	84,539	71,184	71,135
決算額 (5年度は見込み)	58,681	57,172	62,407	61,463	65,918	69,236	71,135
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
葬祭扶助支給延件数	241	233	274	259	290	283	284
生業扶助支給延件数	3,355	2,953	2,591	2,635	2,376	2,421	2,963

予算・決算の内訳							
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項
扶助費	葬祭費等	65,918	扶助費	葬祭費等	69,236	扶助費	葬祭費等

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
	給与関係費	34,761	36,071	1,310	地方税等	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	58,468	55,345
	維持補修費	0	0	0	都支出金	7,563	213
	扶助費	65,918	69,236	3,318	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	66,031	55,558
	賞与・退職給与引当金繰入額	7,251	6,162	▲ 1,089	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 41,899	▲ 55,911
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	107,930	111,469	3,539	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 41,899	▲ 55,911
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 41,899	▲ 55,911

備考 行政費用では、扶助費が約62%を占めている。被保護者数が減少傾向にある中、葬祭扶助が増加している。行政収入では、国庫負担金として55,345千円の収入があった。

問題点・課題 ○子供が高校へ進学し卒業することは、将来の自立を助長することに大きく繋がる。そのため、子供自身が、高校生活や将来設計を具体的にイメージしやすいよう、対象世帯には高等学校在学中に受けられる支援内容の詳細を説明する必要がある。  
○稼働年齢層にある被保護者が安定した職業に就くためには、新たな技能・資格等を取得することは自立助長の観点から非常に重要であり、生業扶助による技能習得費等の制度説明を積極的に実施していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	部活動に対する学習支援費、被保護者自立促進事業の塾代等の支援内容を積極的に説明し、高等学校等の就学支援に繋げる。	高校生を持つ世帯に対して、訪問や所内面談等の際、学習支援費や塾代等の支援内容について、積極的な説明を実施した。	学習支援費、被保護者自立促進事業の塾代等の支援内容を継続して説明していく。また可能な限り高校生本人に説明を実施する。
②	就労支援事業との連携を継続していく。また、技能習得が特に自立に繋がる場合は、積極的に制度説明を行う。	保護開始間もない被保護者に対する就労支援を重点的に実施した。また、技能習得が自立を促進する場合は積極的な支援を行った。	就労支援事業との連携を継続していく。被保護者の職歴及び希望職種に応じて、技能習得の支援内容の説明を積極的に行う。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況(要旨) 議会質問状



# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-11		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	就労自立・進学準備給付金		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤	
			担当者名	伊東、藤田		内線	2628	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-07	就労自立・進学準備給付金						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 26（ 2014 ）年度	根拠	生活保護法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対し、直後の生活を支え再度保護に至ることを防止するための給付金を支給する。							
対象者等	【就労自立給付金】安定した職業に就いたことで保護廃止となった者。 【進学準備給付金】大学等に進学するため世帯分離し保護廃止となった者。							
内容	<p>【就労自立給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法第55条の4に基づき、安定した職業に就いたことで保護廃止となった者に就労自立給付金を支給する。</li> <li>〔支給限度額〕単身世帯：10万円 複数世帯：15万円</li> </ul> <p>【進学準備給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法第55条の5に基づき、大学等に進学する者に対して進学の際の新生活立ち上げ費用として進学準備給付金を支給する。</li> <li>〔支給限度額〕①出身世帯の住居から転居せず、自宅から通学することとなる者 10万円 ②①以外の者（大学等への進学に当たって出身世帯の住居から転居し下宿等から通学することとなる者） 30万円</li> </ul>							
経過	平成26年 7月 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の法令化） 平成30年 1月 生活保護法一部改正（「進学準備給付金」の法令化） 平成30年10月 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の算定基準見直し） ※最低給付額 単身世帯2万円 複数世帯3万円、積立率を一律10%に統一							
必要性	国の被保護者に対する自立支援事業であり、再度保護に至ることを防止するためにも必要な事業である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） ①申請受理、審査 ②14日以内に決定 ③算定対象期間における各月の就労収入額に対し、その各月に10%を乗じて算定した額の和と上限額とのいずれか低い額を支給							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	就労自立給付金給付世帯数	23	28	26	30	40	5年度見込みには4年度対象者8名を含む
	②	進学準備給付金給付世帯数	4	12	15	16	20	
③	大学・専門学校等進学率	53%	31%	60%	60%	60%		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続	継続		生活保護法に基づく経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		4,500	6,400	5,268	3,981	4,087	5,050	5,050
決算額 (5年度は見込み)		2,079	3,484	3,578	1,849	2,604	2,994	5,050
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
就労自立給付金給付世帯数		25	40	40	23	28	26	27
進学準備給付金給付世帯数		—	7	15	4	12	15	21

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
扶助費	就労自立給付金	1,404	扶助費	就労自立給付金	1,294	扶助費	就労自立給付金	2,950
扶助費	進学準備給付金	1,200	扶助費	進学準備給付金	1,700	扶助費	進学準備給付金	2,100

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	3,570	2,956	▲ 614	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	4,253	4,112	▲ 141
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	2,604	2,994	390	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,253	4,112	▲ 141
	賞与・退職給与引当金繰入額	745	505	▲ 240	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,666	▲ 2,343	323
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	6,919	6,455	▲ 464	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,666	▲ 2,343	323
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,666	▲ 2,343	323	

備考 行政費用では、扶助費が全体の約46%を占めている。就労自立給付金・進学準備給付金給付世帯数の増により、扶助費の経費増となっている。行政収入は国庫負担金として4,112千円の収入があった。

問題点・課題 【就労自立給付金】就労廃止が見込める対象者への周知について、自立支援係が担う就労支援事業やケースワーカーと連携する必要がある。  
【進学準備給付金】被保護者の子どもの教育機会を拡大するために、対象者へは保護開始の説明時など早い段階で事前に周知することが重要である。また、進学希望者の増加に繋げるため、塾代や受験料の支給等、金銭面で進学を支える他の制度についても合わせて説明する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	保護脱却後の生活を支えられるよう、本給付金が活用できることを被保護者に周知し、就労による保護脱却を働きかける。	CW連絡会にて、自立支援係が担う就労支援事業の再周知を行い、1人でも多くの被保護者が就労廃止に繋がるよう連携を図った。	就労が見込める被保護者には早い段階から積極的に周知を行い、就労や保護脱却への意欲に繋げていく。
②	「貧困の連鎖」を断ち切るため、支給対象者に適正に給付金を支給し、子どもたちが自立して生活していけるように支援する。	対象となる生徒には、自立促進事業の次世代育成支援(塾代・受験料)と合わせて周知し、進学時の安心材料の一つとなるよう働きかけた。	進学に対する金銭的不安を軽減し、進学希望者の増加に繋がるよう、引き続き早い段階から対象者への周知を図っていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会議事録(要旨) 平成30年度 九月会議 大学進学に伴う世帯分離について

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-13	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	法外援護	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	福田	内線	2629		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-01	自立促進支援金支給事業					
	01-02-02	入浴券					
	01-02-03	入院必需品					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17（ 2005 ）年度	根拠	東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱・荒川区被保護者自立促進事業実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	被保護者に対し、「東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱」及び「荒川区被保護者自立促進事業実施要綱」に基づいた自立支援に要する経費の一部を支給することで、本人及び世帯の自立の促進を図ることを目的とする。						
対象者等	被保護者のうち福祉事務所長が認める被保護者世帯						
内容	<p>東京都からメニューが提示され、その中から選択する。</p> <p>【就労支援】 <input type="radio"/> 就労支援費（求職活動にふさわしい服装、補助教材等購入費を支給）</p> <p>【社会参加活動支援】 <input type="radio"/> 社会参加活動費（高齢者が社会に貢献することで、生きがいを見つけるとともに、地域での孤立化を防ぐ）</p> <p>【地域生活移行支援】 <input type="radio"/> 生活支援事業（安定した日常生活を送れるよう支援）  <input type="radio"/> 住宅契約関係費（入居要件となっている鍵交換費等を支援）</p> <p>【健康増進支援】 <input type="radio"/> 健康増進費（日常的な健康管理や健康増進を目的として健康管理機器を購入した者に対し支援）</p> <p>【次世代育成支援】 <input type="radio"/> 高校および大学等進学支援費（進学、基礎学力向上の観点から、小学1～高校3年生に対し学習塾等への通塾や夏・冬季講座等の受講に対して支援）  <input type="radio"/> 若年者社会参加支援費（自立支援プログラムの参加に必要な費用を支給）</p>						
経過	平成16年度末 平成17年度 平成17年7月 平成24年度 平成29年度 令和5年度	<p>東京都による「見舞金支給事業」を廃止</p> <p>東京都による「被保護者自立促進事業」として再構築実施</p> <p>東京都の「被保護者自立促進事業」実施要綱に基づき、事業を開始</p> <p>東京都の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」に統合された</p> <p>【次世代育成支援】において、中学3年生の支給上限額の増額、対象者を高校生までとする等、金額や対象者を拡大した</p> <p>【就労支援】において、「職業能力開発センター考査料」「参考書等購入費」を追加</p> <p>【社会参加活動支援】において、「介護用ベッド等購入費」「簡易ベッド購入費」を追加</p> <p>【次世代育成支援】において、「若年者社会参加支援費」「学習塾、フリースクール等参加交通費」「無認可保育園入園料及び保育料（障害・疾病等）」を追加</p>					
必要性	被保護者の自立の促進を図ることで、自立支援機能の強化を促すことができるため、必要性は高い。						
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>①支給時期 随時</p> <p>②支給決定 被保護者からの申請に基づき決定し支給する。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 就労支援（就職活動支援）	22	16	9	12	20	件数
	② 次世代育成支援（学習支援）	64	53	70	70	70	人数
③ 地域生活移行支援（居宅清掃）	17	19	22	25	25	件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	地域福祉区市町村包括事業の一部であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		37,615	37,114	51,837	49,014	46,110	43,330	41,680
決算額 (5年度は見込み)		35,001	34,558	42,191	38,418	37,548	38,320	41,680
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
就労支援(延べ件数)		32	30	30	22	16	13	22
社会参加活動支援(延べ件数)		6	7	5	1	0	0	2
地域生活移行支援(延べ件数)		102	114	122	106	131	221	102
次世代育成支援(参加人数)		72	66	91	64	53	49	61

  

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	入浴券印刷等	365	需用費	入浴券印刷等	268	需用費	入浴券印刷等	420
委託料	入浴券封入封緘委託	19	委託料	入浴券封入封緘委託	18	委託料	入浴券封入封緘委託	21
役務費	入浴券郵送料	336	役務費	入浴券郵送料	317	役務費	入浴券郵送料	373
扶助費	自立促進支援給付金等	36,828	扶助費	自立促進支援給付金等	37,717	扶助費	自立促進支援給付金等	40,866

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,220	4,732	512	地方税等	0	0	0
	物件費	720	603	▲117	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	13,944	13,469	▲475
	扶助費	36,828	37,717	889	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	13,944	13,469	▲475
	賞与・退職給与引当金繰入額	880	808	▲72	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲28,704	▲30,391	▲1,687
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	42,648	43,860	1,212	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲28,704	▲30,391	▲1,687
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲28,704	▲30,391	▲1,687	

備考 行政費用では、扶助費が全体の約86%を占めている。物件費の内訳は、一般需要費267,530円、役務費317,442円、委託料18,376円となっている。行政収入では、自立促進支援金支給事業が都補助金対象事業であるため、13,469,000円の収入があった。

問題点・課題 ○次世代育成支援事業の学習環境整備支援費(塾代等)は、需要も多く被保護者の自立を促す上で大変重要なため、ケースワーカーを通じて利用についての周知や勧奨を、引き続き行っていく必要がある。  
○入浴券について、返送分等の在庫枚数を精査し、購入枚数を検討する。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	プリペイド携帯代やスーツ代購入費などについて、引き続き、就労支援事業と情報共有して活用する。	就労支援事業と情報共有により、就職活動用の被服や携帯電話購入費等への活用を行った。	就労支援事業との連携により、就労支援に係る支援金支給につなげる。
②	進学支援のリーフレット等をケースワーカーから対象の被保護者に配付するなど、対象被保護者に引き続き周知する。	進学支援のリーフレットを活用し、対象者に周知を行った。	令和5年度から追加した支援金の項目について、周知を図り、需要を把握し、効果を検証する。
③	令和3年度の対象者や居住状況などの調査を行い、引き続き、入浴券購入枚数の精査を行う。	対象者の状況を確認のうえ、入浴券購入枚数の精査を行ったうえで、入浴券購入を行った。	引き続き、対象者の居住及び入浴サービス利用状況等を調査の上、購入枚数の精査を行う。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)質問状	平成28年度 六月会議 生活保護世帯の大学等進学時の取扱いについて 平成28年度 九月会議 生活保護家庭と一般家庭の進学率格差について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-16		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	施設委託保護費		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤
			担当者名	川口		内線	2643
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	救護施設					
	01-01-02	更生施設					
	01-01-03	授産施設					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 40	（ 1965 ）	年度	根拠	生活保護法第30条及び第38条等		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	授産施設事務費取扱要領（民生局通知）		
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	身体上または、精神上的の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者、近い将来に社会復帰できる見込があるが、身体上又は精神上的の理由により養護及び指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行う。						
対象者等	<input type="radio"/> 身体上または精神上的の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な者。 <input type="radio"/> 養護及び指導を必要とする要保護者で社会復帰の見込める者。						
内容	<input type="radio"/> 救護施設は全国で約190施設ある。荒川区では、主に、病状が安定している重度身体障害者、精神障害者、アルコール依存症回復者などの要保護者が下記の施設に入所している。 ・救護施設：光の家神愛園、あかつき、昭島荘、光華、妙義白雲寮、松風園、房総平和園 ・救護施設の在籍者数（令和5年4月末現在）：9名 <input type="radio"/> 更生施設は全国で19施設あり、荒川区では主に下記の施設に入所している。 また、更生施設以外に、住居のない要保護者の世帯を対象にした宿所提供施設がある。 ・更生施設：しのばず荘、浜川荘、塩崎荘、けやき荘、本木荘、千駄ヶ谷荘、東が丘荘、さざなみ苑（旧潮見寮） ・宿所提供施設：西新井栄荘、淀橋荘、小豆沢荘、葛飾荘、南千住荘、江東荘、 ・更生施設の在籍者数（令和5年4月末現在）：52名 <input type="radio"/> 日常生活支援住居施設の在籍者数（令和5年4月末現在）：16名						
経過	昭和40年4月 施設が所在する区へ移管（戦後、東京都が一元的に運営） 昭和42年4月 所在区から特人厚へ移管 平成2年12月 特人厚：社会福祉事業団を設立 生活相談一時保護所を除く更生施設を事業団に委託 平成11年8月 さざなみ苑開設（平成13年度通年化） 平成14年4月 更生施設等の再編 ①一時保護所の入所判定、一時保護機能を廃止 ②入所判定は各福祉事務所が行い、更生施設は一時保護に対応する。 ③宿所提供施設は、緊急一時保護施設への特化を段階的に開始する。等 平成16年度 民間宿泊所入所者（なぎさ寮を除く）は、本事業から居宅保護へ変更とした。 平成27年12月 特人厚：「厚生関係施設再編整備計画」（H28～H30年度計画）を策定。 平成30年8月 特人厚：「厚生関係施設再編整備計画」（H31～H40年度計画）を策定。 令和2年10月 日常生活支援住居施設の認定が開始される（無料低額宿泊所からの転換）						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 特人厚バックアップセンターへ入所調整を依頼し、入所決定後、各施設と個別に入所手続きを行う。これに伴う経費の支払は、東京都国民健康保険団体連合会に委託している。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み	
	①	更生施設利用 延べ件数	510	759	907	897	委託事務費の延べ計上数を集計
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	生活保護法に基づく施設保護の経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		38,332	50,487	105,797	111,513	123,569	130,821	132,820
決算額 (5年度は見込み)		29,798	48,117	102,715	91,850	111,112	130,663	132,820
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	生活費 (延べ人員)	256	393	456	443	489	637	653
	生活費 (千円)	16,146	23,628	27,871	25,388	30,826	37,694	41,013
	事務費 (延べ人員)	608	722	816	780	979	1,115	1,087
	事務費 (千円)	62,764	71,782	74,843	66,462	80,286	92,969	91,807
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
扶助費	施設生活費、事務費	111,112	扶助費	施設生活費、事務費	130,663	扶助費	施設生活費、事務費	132,820

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	26,367	30,816	4,449	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	86,526	92,744	6,218
	維持補修費	0	0	0	都支出金	16,148	13,413	▲ 2,735
	扶助費	111,112	130,663	19,551	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	102,674	106,157	3,483
	賞与・退職給与引当金繰入額	5,500	5,264	▲ 236	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 40,305	▲ 60,586	▲ 20,281
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	142,979	166,743	23,764	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 40,305	▲ 60,586	▲ 20,281
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 40,305	▲ 60,586	▲ 20,281	

備考 行政費用では、扶助費が全体の約78%を占める。内訳としては救護施設・更生施設・授産施設への委託保護費となっている。行政収入では、国庫負担金として92,744千円の収入があった。

問題点・課題 ○救護施設入所枠が不足していることから、他に入所可能な施設の確保が必要である。  
○更生施設の入所まで数週間を要する場合があることから、迅速な入所決定が必要である。  
○更生施設指導員との連携は、被保護者の自立を促進するための社会資源活用として有効であることから、ケースワーカーが、更生施設の特長を習得する機会を設ける必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新たに救護施設を開拓する一方で日常生活支援住居施設や更生施設等を活用し、被保護者ごとの異なるニーズに応える。	新たに数か所の救護施設の利用を開始した。更生施設や日常生活支援住居施設の活用を含め、被保護者ごとのニーズに応えることが出来た。	新たに利用を開始した救護施設を含めて活用可能な施設の拡充を図り、被保護者ごとの異なるニーズに応えていく。
②	可能な限り居宅移行を目指し、阻害要因除去のため、保護施設を始めとした各種施設を柔軟に活用していく。	保護施設を始めとした様々な施設を活用し、自立助長に資することが出来た。	様々な施設を活用し、可能な限りの居宅移行を目指していく。
③	コロナの状況を注視しつつ、ここ数年行えていない施設見学の再開を目指し、引き続き保護施設についての情報共有を図る。	コロナ禍により、施設見学を行うことが出来なかったが、機会を捉え、保護施設等の中身について共有することが出来た。	コロナ禍を踏まえ、可能な限り施設見学会を実施していく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)状況	

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-18	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	中国残留邦人支援事務費	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	伊東、藤田	内線	2628			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-12-01	中国残留邦人支援事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立の支援に関する法律					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	中国残留邦人等に対して、生活保護法に基づく事務に要する経費を支出することで、効率的な事務執行に資することを目的とする。							
対象者等	被支援給付者等。							
内容	<p>「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務の執行に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員設置費（支援相談員2名分）</li> <li>・共済費（支援相談員2名分）</li> <li>・一般需用費（医療台帳、支援給付決定書、支援給付関係図書購入費）</li> <li>・特別旅費（支援相談員2名分 家庭訪問調査・病院訪問調査）</li> <li>・役務費（被支援給付者への通知、医療機関等への書類の郵送料等）</li> <li>・委託料（医療費支払事務、介護費支払事務、レセプト点検、支援給付システム関係）</li> <li>・扶助費（日本語学校等通学交通費）</li> </ul>							
経過	<p>平成19年11月 「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部を改正する。</p> <p>平成20年 4月1日 法律の一部の施行に伴い、中国残留邦人等支援給付事業を開始する。</p> <p>平成26年10月1日 「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」となる</p>							
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するために必要な経費である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） （委託業務）・医療費支払事務、医療扶助データ作成委託 ・介護扶助費支払事務 ・レセプト点検 ・システム保守							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	日本語教室等利用延べ件数	0	0	0	100	200	令和2～4年度は新型コロナの流行により不参加
	②	通院同行延べ件数	70	120	173	160	150	令和2年度は新型コロナの流行により件数が減
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務執行経費であり、継続する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		6,301	8,037	6,190	6,674	6,470	6,285	6,384
決算額(5年度は見込み)		5,896	7,640	5,845	6,577	5,954	6,119	6,384
実績の推移	事項名(5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	報酬	4,207	4,207	4,208	4,068	4,068	4,216	4,228
	特別旅費	37	28	25	135	144	157	217
	役務費	33	0	36	37	21	22	37
	委託料	714	2,541	705	706	52	56	60

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	支援相談員報酬	4,068	報酬	支援相談員報酬	4,216	報酬	支援相談員報酬	4,228
職員手当等	支援相談員職員手当	813	職員手当等	支援相談員職員手当	843	職員手当等	支援相談員職員手当	846
共済費・旅費	支援相談員社会保険料・旅費	894	共済費・旅費	支援相談員社会保険料・旅費	894	共済費・旅費	支援相談員社会保険料・旅費	941
需用費	消耗品	106	需用費	消耗品	88	需用費	消耗品	110
役務費	郵送料(各種通知)	21	役務費	郵送料(各種通知)	22	役務費	郵送料(各種通知)	37
委託料	レポート点検等	52	委託料	レポート点検等	56	委託料	レポート点検等	60
扶助費	日本語学校等通学費他	0	扶助費	日本語学校等通学費他	0	扶助費	日本語学校等通学費他	162

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
	給与関係費	6,077	7,271	1,194	地方税等	0	0
	物件費	323	323	0	国庫支出金	2,660	2,971
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,660	2,971
	賞与・退職給与引当金繰入額	125	266	141	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,865	▲ 4,889
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	6,525	7,860	1,335	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,865	▲ 4,889
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,865	▲ 4,889

備考

行政費用では、給与関係費が全体の約93%を占めている。行政収入では国庫補助金として45千円、国庫委託金として2,926千円の収入があった。

問題点・課題

○給付対象者は幼少期から中国に居住しているため、生活習慣の違いにより地域との繋がりが薄い。また、日本語を十分に話すことが難しく、日本語でのコミュニケーションが難しい。  
○全員高齢者のため日本語習得が困難であり、通院時や関係機関との連絡・調整の際には通訳を含めた支援が必要である。家族(子・孫)の協力が得られる場面もあるが、それぞれの家庭の事情等により、支援相談員によるサポートが欠かせない状況である。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	コロナ禍で給付対象者が家に引きこもりがちになっているため、引き続き電話連絡等で状況確認をし、必要な支援を行う。	所の定期訪問が再開となったため、全世帯定期訪問を実施した。支援員と久々に顔を合わせた方もおり、自宅の様子も含め近況確認が出来た。	コロナ禍が続いているが、時期を見て定期訪問を実施する。必要な支援を見落とさないよう電話による連絡・確認も継続していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)状況	



# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	中国残留邦人支援給付事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	伊東、藤田	内線	2628			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-12-02	中国残留邦人支援給付費						
	01-12-03	中国残留邦人配偶者支援金						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立の支援に関する法律、生活保護法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	中国残留邦人等に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。							
対象者等	原則として、明治44年4月2日から昭和21年12月31日以前に生まれた方で、永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有し、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方とその配偶者で、一定の基準（生活保護基準に準じる）に満たない世帯。							
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被支援給付者の必要に応じ、単給又は他の支援給付費と併給して、生活保護の扶助に準じた支援給付費の支援を行う。</li> <li>・生活保護の扶助費に準じる支援給付費を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活支援給付費      ②住宅支援給付費</li> <li>③教育支援給付費      ④介護支援給付費</li> <li>⑤医療支援給付費      ⑥葬祭支援給付費等</li> <li>⑦配偶者支援金</li> </ul> </li> <li>・金銭給付を原則とするが、医療扶助や介護扶助等の金銭給付できない場合は、現物給付により行う。</li> <li>・世帯数と人員（4月1日現在） （令和3年）21世帯 27名      （令和4年）20世帯 25名      （令和5年）19世帯 24名</li> </ul>							
経過	<p>平成19年 1月      総理大臣が厚生労働大臣に「中国残留邦人への支援のあり方」について検討を指示</p> <p>平成19年 6月      「中国残留邦人への支援に関する有識者会議」が公的年金制度における支援及びそれを補完する生活支援など具体的な支援策を講ずるべきことを報告</p> <p>平成19年 7月      「中国残留邦人に対する新たな支援策」を与党案決定</p> <p>平成19年11月      中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正案が可決成立し、国及び地方でそれぞれの支援策を実施することになった。</p> <p>平成20年 4月1日 中国残留邦人支援給付事業開始</p> <p>平成26年10月1日 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」となる。配偶者支援金創設。</p> <p>令和2年4月1日    一般地区のケースワーカーから保護調整係へ支援の担当を切り替えた</p>							
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するために必要な経費である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ）      （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づいて実施する。							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	配偶者支援金 延べ件数（件）	64	68	62	60	60	R5.6月現在 5名×12ヶ月
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務執行経費であり、継続する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		92,585	95,245	95,765	71,813	65,966	66,662	60,708
決算額（5年度は見込み）		90,313	79,433	58,796	69,428	53,951	61,608	60,708
実績の推移	事項名（5年度は見込み）	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	生活支援給付費延べ人員	418	364	343	328	308	301	288
	生活支援給付費（千円）	26,308	23,529	21,612	20,575	18,621	16,594	15,589
	その他支援給付費（千円）	64,005	55,904	37,184	48,853	35,330	45,014	45,119
予算・決算の内訳								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	生活・住宅・介護・医療・葬祭支援給付費	51,001	扶助費	生活・住宅・介護・医療・葬祭支援給付費	58,929	扶助費	生活・住宅・介護・医療・葬祭支援給付費	57,063
扶助費	配偶者支援金	2,950	扶助費	配偶者支援金	2,679	扶助費	配偶者支援金	3,645

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	578	1,480	902	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	49,719	46,612	▲ 3,107
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	53,951	61,608	7,657	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	7	0	▲ 7
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	49,726	46,612	▲ 3,114
	賞与・退職給与引当金繰入額	120	253	133	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,923	▲ 16,729	▲ 11,806
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	54,649	63,341	8,692	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,923	▲ 16,729	▲ 11,806
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,923	▲ 16,729	▲ 11,806	

備考

行政費用の約97%を扶助費が占めている。被支援者の高齢化等による介護支援費の増加傾向が見られるが、対象者の減少により歳出額が減少している。これに伴い、行政収入では、国庫負担金・補助金も減となった。

問題点・課題

○給付対象者が全員高齢者であり、介護サービスの新規利用開始や、区分変更申請・更新ののち介護度が上がることにより、介護扶助費が増加の傾向にある。また、通院・入院の回数も増え、医療費も増加している。安定した生活維持のため、介護保険制度を熟知した上での支援が必要である。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	コロナ禍で給付対象者が家に引きこもりがちになっているため、引き続き電話連絡等で状況確認をし、必要な支援を行う。	所の定期訪問が再開となったため、全世帯定期訪問を実施した。支援員と久々に顔を合わせた方もおり、自宅の様子も含め近況確認が出来た。	コロナ禍が続いているが、時期を見て定期訪問を実施する。必要な支援を見落とさないよう電話による連絡・確認も継続していく。
②			
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

況 議会(要旨) 平成31年 予算特別委員会 本制度で支給が受けられる外国人について

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-21	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	健康管理支援事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	加藤	内線	2627		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-04-05	健康管理支援事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 28（ 2016 ）年度	根拠	生活保護法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを活用して、糖尿病等の重症化予防と保健指導を実施することで、生活習慣の改善および適切な医療機関の受診・服薬管理等を図り、あわせて医療費の軽減、医療扶助等の適正化を目的とする。						
対象者等	被保護者の診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データ等において、専門的な支援が必要と思われる被保護者を担当ケースワーカーと協議し、対象者を抽出する。						
内容	[保健師による健康管理支援] 診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを活用し、以下のとおり取り組む。 ア 検診受診勧奨 イ 医療機関受診勧奨 ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援 エ 主治医と連携した保健指導・生活支援 ・主治医の糖尿病性腎症保健指導指示書による。 オ 頻回受診指導 ・嘱託医が頻回受診と考える被保護者に対し、病院同行による病状と適正受診日数の確認。						
経過	平成26年12月 厚生労働省が「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」で地方自治体における健康管理の取組の具体的な強化策を取りまとめる 平成27年 4月 生活保護適正化等事業に健康管理支援事業が創設 平成28年11月 区が健康管理支援事業を開始 平成30年6月 生活保護法改正（健康管理支援事業の法制化） 令和元年4月 診療報酬明細書（レセプト）点検業務と健康管理支援事業の業務委託を一体的に実施 所内の面談に加えて自宅への訪問指導を実施 令和3年1月 「健康管理支援事業」が必須事業として施行。						
必要性	被保護者の健康状態の維持・改善と医療扶助の適正化を図るために必要である。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを活用し保健指導が必要な対象者を抽出し、区と受託者の協議により指導方針等を決定する。決定後、受託者が保健指導を行う。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み	
	①	保健指導実施者数	23	34	27	50	
	②	病院同行（延べ回数）	10	7	10	10	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度		6年度					
推進		推進					
平成30年生活保護法改正により法制化されたため重点的に推進した。令和3年1月より必須事業となったため、引き続き推進していく。							

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		5,640	4,860	4,248	5,280	6,600	4,620	4,347
決算額(5年度は見込み)		3,760	4,602	4,248	5,280	3,696	4,224	4,347
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
保健指導実施者数		18	14	31	23	34	27	50
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	健康管理支援業務委託	3,696	委託料	健康管理支援業務委託	4,224	委託料	健康管理支援業務委託	4,347

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	1,444	2,220	776	地方税等	0	0	0
	物件費	3,696	4,224	528	国庫支出金	4,921	5,286	365
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,921	5,286	365
	賞与・退職給与引当金繰入額	301	379	78	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲520	▲1,537	▲1,017
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,441	6,823	1,382	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲520	▲1,537	▲1,017
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲520	▲1,537	▲1,017

備考

本事業は委託により実施しており、行政費用の約62%を物件費が占めている。その内訳は、全額委託料となっている。行政収入は、国庫負担金が5,286千円あった。

問題点・課題

○国から支援対象者の抽出に健康増進法に基づく健康診査データの活用を促されているため、被保護者の検診受診勧奨が必要であるが、病気になった時には通院すれば良いと考える被保護者が多く、検診受診が進まない。  
○病気に対する意識はあるが、具体的な改善方法を実践するための意欲に欠ける被保護者が多いため、粘り強い支援が必要である。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、病院同行について働きかけ、受診指導及び通院日数の適正化を行う。	病院同行し、被保護者が受診内容を理解した上で、通院日数が適正化された。	引き続き、病院同行について働きかけ、受診指導及び通院日数の適正化を行う。
②	引き続き、被保護者個別に健康診査の受診勧奨を行う。	担当ケースワーカーと協力し、健康診査の受診勧奨を行った。	引き続き、被保護者個別に健康診査の受診勧奨を行う。
③	生活習慣病等に関する保健指導、生活支援を行う。	被保護者の減量や食生活の見直し等参加者には一定の効果が見られた。	引き続き、生活習慣病等に関する保健指導、生活支援を行う。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-22	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	精神保健福祉事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	福田	内線	2629			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-04-01	精神保健福祉事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 21（ 2009 ）年度	根拠	生活保護法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	精神障害や精神疾患等の被保護者に対して、専門的知識を活用した指導や支援を行うことで、社会的な自立促進を図ることを目的とする。							
対象者等	精神障害又は精神疾患（認知症及び知的障害を含む）の可能性のある要・被保護者で、安定した在宅生活を営むことが困難であり、精神障害について専門的な支援が必要と荒川区が判断した者。							
内容	対象者の社会的な自立の促進を図ることを目的として、以下の業務を行う。 ①居宅生活支援 居宅の受給者で医療機関への未受診、服薬管理ができない等、生活上の自己管理が困難な者について、担当ケースワーカーと連携のもと、専門的な立場から相談、助言を行うこと。 病院等へつながりにくい病識のない被保護者へ専門性の支援を行う。 ②社会復帰促進支援 就労、作業所などにおける訓練、ボランティア活動など、社会参加が可能な受給者に対して、専門的知識を活用して、相談、助言を行うこと。 ③退院促進支援 症状が安定し、地域での受入れ条件が整うことにより受給者が退院可能になる場合、適切な受入れ条件が整備できるように担当ケースワーカーへ助言、援助を行うこと。							
経過	平成21年度 精神保健福祉業務委託 平成30年度 支援員を1名から2名に増員 令和4年度 2名から3名に増員 *このシートは、生活保護行政運営事務費より一部組替えにより作成							
必要性	精神疾患を患う被保護者は日常生活に支障をきたす場合が多いため、専門的知識を活用した指導・支援を行う必要がある。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	医療機関同行	68	113	112	120	120	回数
	②	ケースカンファレンス参加数	18	13	17	20	20	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続 精神疾患を患う被保護者に対しては、専門的知識を活用した指導・支援を行う必要があるため事業を継続する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額					—	8,635	12,760	18,040
決算額 (5年度は見込み)					—	8,633	12,760	18,040
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	支援対象者数	36	64	59	57	70	100	500
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	精神保健福祉業務委託	8,633	委託料	精神保健福祉業務委託	12,760	委託料	精神保健福祉業務委託	18,040

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	1,805	1,258	▲ 547	地方税等	0	0	0
	物件費	8,633	12,760	4,127	国庫支出金	6,474	9,570	3,096
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	6,474	9,570	3,096
	賞与・退職給与引当金繰入額	377	215	▲ 162	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,341	▲ 4,663	▲ 322
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	10,815	14,233	3,418	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,341	▲ 4,663	▲ 322
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,341	▲ 4,663	▲ 322

備考

本事業は委託により実施しており、行政費用の約90%を物件費が占めている。その内訳は、全額委託料となっている。行政収入は、国庫補助金が9,570千円あった。

問題点・課題

・精神疾患を患っているという自覚の薄い被保護者もあり、本人の同意が取れずに直接的な支援につながらないケースもある。  
・被保護者の高齢化に伴い、認知症（疑い含む）を発症する対象者が増え、継続的な支援が困難となるケースがある。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	現在の支援体制を増員して対応する。	体制を強化し、対象者支援を行った。	強化した支援体制により、対象者の増加や支援内容の複雑化に対応する。
②			
③			

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
	未実施区 足立区
議会議決要旨	

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-23	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	高齢者居宅支援事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	遠嶋	内線	2658		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-04-02	高齢者居宅支援事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 25（ 2013 ）年度	根拠	生活保護法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	65歳以上の被保護者のうち、生活状況が安定した世帯等を対象に、自立支援、介護サービス等の確認、福祉サービス等の利用に係る相談・援助、及び関係機関との連絡調整等、ケースワーカー業務の補助を行うことを目的とする。						
対象者等	①～③の1つ以上に当てはまる被保護者 ①生活状況が安定している高齢者（65歳以上） ②介護保険法に規定する「要支援」及び「要介護」の認定を受けている者 ③その他福祉事務所長が認めた者						
内容	<input type="radio"/> 委託料（高齢者居宅介護支援事業事務） <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス等の確認</li> <li>・医療券に関する意見書等の発券に係わる事務補助</li> <li>・施設入所及びその事務補助</li> <li>・訪問実施及び記録の作成</li> <li>・システム入力事務</li> </ul> <input type="radio"/> 区CWとの業務分担 区CW：保護の決定に関すること（保護の変更・廃止や保護費算定に関すること等） 委託支援員：介護サービス等の確認、意見書等の発券、システム入力など						
経過	平成25年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託（公募型プロポーザル方式） 平成30年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託（公募型プロポーザル方式） 令和5年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託（公募型プロポーザル方式）						
必要性	高齢者世帯が生活保護受給世帯の6割を占めることから、専門的な知識を活用し介護サービスなど適切な支援を行うために必要である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） [委託業務]・高齢者居宅介護支援事業						
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	生活保護の高齢者世帯の支援のため必要な事業である。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額					—	51,216	51,216	51,216
決算額 (5年度は見込み)					—	51,216	51,216	51,216
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	高齢者居宅介護支援事業業務委託	51,216	委託料	高齢者居宅介護支援事業業務委託	51,216	委託料	高齢者居宅介護支援事業業務委託	51,216

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額			3年度	4年度	差額	
	給与関係費	2,888	2,961	73	地方税等	0	0	0	
	物件費	51,216	51,216	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	602	506	▲ 96	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 54,706	▲ 54,683	23	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	54,706	54,683	▲ 23	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 54,706	▲ 54,683	23	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 54,706	▲ 54,683	23	

備考

本事業は委託により実施しており、行政費用の約94%を物件費が占めている。その内訳は、全額委託料となっている。

問題点・課題

○認知症の発症や入退院等で対応が困難となる被保護世帯が増加している。  
 ○高齢者単身世帯が生活保護受給世帯の6割を占め、入退院や施設入所の際の一時的・短期的な金銭管理等、あらゆる場面においてケースワーカーの支援を要するケースが増加している。  
 ○保護(変更)決定はケースワーカーが行うため、上記のような困難ケースが増加しているなか、ケースワーカーが増え一人一人に対応する時間が減少している。このため、ケースワーカーの業務補助を行う支援員の技術向上も求められる。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	プロポーザルの実施に向けて、さらに効果的・効率的な業務になるよう検討を行う。	事業をより効果的・効率的に実施できるよう、プロポーザルによる業者選定を実施した。	コロナ渦等により欠員が発生しても業務が遅滞することのないよう、選定された業者とともにスキームの見直しを行う。
②			持ちケース数の調整を検討するほか、高齢者支援員のスキルアップを委託事業者と協議していく。
③			

他区の実況	(実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区)
	実施 中野区

議会(要旨)質問状	平成24年 一定	ケースワーカー業務の外部委託の導入について
	平成25年 二定	福祉事務所現業職員の適正配置と養成の強化について



事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-24		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	金銭管理支援事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤	
			担当者名	福田		内線	2629	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-04-03	金銭管理支援事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 31	（ 2019 ）	年度	根拠	生活保護法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	金銭を計画的に消費していくことが困難な被保護者に対して、きめ細かな支援を行うことにより、安定した日常生活を営み、その意欲や能力向上をさせ、その者の自立の促進を図ることを目的とする。							
対象者等	高齢者や心身上の理由等により、自ら金銭管理を行うことが困難な者、福祉事務所長が必要と認める被保護者とする。							
内容	<p>金銭管理支援事業の内容</p> <p>①事業対象者の生活保護費等の収入から、生活に必要な経費の支払を代行し又は当該経費の支払を計画的に行うことができるように必要な額を事業対象者に分割して渡す。</p> <p>②家賃等、公共料金等の日常的な債務の支払代行する。</p> <p>③預貯金通帳の預かり等の財産管理する。</p> <p>④病院の入院患者・施設の入所者・自立困難な在宅高齢者等の日用品の購入及び送付。</p> <p>⑤金銭管理支援事業に伴う各種相談及び助言する。</p> <p>⑥支援内容について 支援内容に応じて2つの単価を設定している。 通常支援 訪問を伴う支援 限定支援 訪問を伴わない家賃や公共料金等の支払代行等の支援</p>							
経過	<p>平成31年度 金銭管理支援事業業務委託 令和3年度 単価設定を2段階にする（通常・限定） *このシートについては、生活保護行政運営事務費より一部組替えにより作成</p>							
必要性	認知症等を患う被保護者が増加傾向にあり、金銭管理において支障をきたす事例が後を絶たないため必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	支援対象者数（件）	120	139	183	182	180	
	②	支援対象者割合（%）	2.0	2.3	3.2	3.2	3	全被保護者に対する支援対象者の割合
③	高齢者割合（%）	76.4	68.6	70.5	70.9	70	全支援者に対する65歳以上の支援者の割合	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続		支援対象者が増加傾向にあるため、継続する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額					—	28,380	34,452	34,452
決算額 (5年度は見込み)					—	28,094	34,305	34,452
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	金銭管理支援申込者数	-	-	135	123	140	180	180
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	金銭管理支援事業	28,094	委託料	金銭管理支援事業	34,305	委託料	金銭管理支援事業	34,452

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	1,805	1,258	▲ 547	地方税等	0	0	0
	物件費	28,094	34,305	6,211	国庫支出金	14,190	17,226	3,036
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	14,190	17,226	3,036
	賞与・退職給与引当金繰入額	377	215	▲ 162	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,086	▲ 18,552	▲ 2,466
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	30,276	35,778	5,502	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 16,086	▲ 18,552	▲ 2,466
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 16,086	▲ 18,552	▲ 2,466

備考

本事業は委託により実施しており、行政費用の約96%を物件費が占めている。その内訳は、全額委託料となっている。行政収入は、国庫負担金が17,226千円あった。

問題点・課題

○金銭管理支援の必要な対象者が増加傾向にある。支援対象者は高齢者のみではなく、65歳以下の被保護者も含まれる。  
○支援開始後も、支援内容について、支援員とCWが情報連携を行い、適切な支援内容について検討していく必要がある。  
○認知症を患っている対象者が、金銭管理契約を行ったことを忘れてしまうことがあるため、契約能力の判断が難しい部分がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ケースワーカーと事業所で支援内容について情報共有しながら検討する。	金銭管理支援員とケースワーカーが支援内容について、都度、情報共有しながら、支援方針の確認を行った。	金銭管理支援員とケースワーカーが、必要に応じて情報共有を行うことで、より適切な支援方針を目指していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)
	未実施：港区、台東区、墨田区、江東区、練馬区
議会議決(要旨)	

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-02-25	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	生活困窮者自立支援事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	早川	内線	2624			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-15-01	生活困窮者自立支援事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 27（ 2015 ）年度	根拠	生活困窮者自立支援法、荒川区生活困窮者自立支援事業実施要綱等					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護に至る前段階である生活困窮者の自立に向け、生活を取り巻く本人の状況に応じた様々な生活相談を受け、包括的かつ継続的な支援を行うとともに、就労等の支援体制の整備を行う。							
対象者等	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者。							
内容	<p>○生活困窮者自立相談支援機関として、経済的な問題及び仕事・住居等に不安を抱える対象者の相談を受け、課題の把握とともに適切な支援を検討するほか関係機関へ繋ぐ。</p> <p>○課題等の状況により支援プランを作成し、ハローワークや社会福祉協議会等の関係所管・機関と連携しながら就労支援及び就労準備支援、住居確保給付金支給等を実施する。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（令和3年7月～令和4年12月申請受付終了）</p> <p>【必須事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援事業(就労支援事業)・被保護者就労支援事業・住居確保給付金</li> </ul> <p>【任意事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業・家計改善支援事業(令和2年度開始)</li> <li>・子どもの学習・生活支援事業(子育て支援課所管)</li> </ul>							
経過	平成21年 6月	区独自事業として、「仕事・生活サポートデスク」を常設設置						
	平成21年10月	厚労省の経済危機対策として住宅支援給付の開始(平成26年3月申請期限終了)						
	平成27年 4月	生活困窮者自立支援法施行。生活保護に至る前段階の生活困窮者に対する支援の強化を図るため、福祉事務所設置自治体において、必須2事業と任意事業による自立支援事業を実施。区独自であった仕事・生活サポートデスクを自立相談支援機関に位置付け						
	平成28年 4月	就労支援員、専門相談支援員(メンタル相談)を追加配置し相談支援体制を強化するとともに、就労準備支援事業を実施						
	令和 2年 4月	家計相談専門員を配置、収支バランスの崩れている生活困窮者への支援体制を強化						
	令和 3年 4月	被保護者及び生活困窮者就労支援業務の一体的実施						
	令和 3年 7月	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の開始(令和4年12月申請期限終了)						
	令和 4年12年	自立相談支援機関内に、「あらかわひきこもり支援ステーション」を設置						
必要性	第2のセーフティネットとして平成27年度から全国的に実施された事業であり、平成30年6月には生活困窮者自立支援法が改正され支援の充実を図っている。また、複雑化・複合化する課題やコロナ禍で顕在化した新たな相談者層への対応が求められており、必要性は高い。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 庁内に直営の自立相談支援機関の窓口を設置し、庁外に委託の就労準備支援事業所を開設。ハローワークや社会福祉協議会等の関係所管・機関との連携による支援を実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	自立支援係相談件数	4,570	7,191	4,025	2,916		R2・3年度は、新型コロナウイルスによる影響あり。
	②	支援プラン作成件数	28	20	137	156		R2・3年度は、支援プラン作成省略可能期間。
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進	推進	生活困窮者自立支援法に基づく必須事業であり、引き続き推進していく。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	25,212	24,944	25,254	150,044	447,268	269,212	86,126
決算額 (5年度は見込み)	22,862	24,440	24,963	148,222	357,134	191,479	86,126
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
自立支援係相談件数	2,760	2,975	2,659	4,570	7,191	4,025	2,916
支援プラン作成件数	127	146	88	28	20	137	156
住居確保給付金新規支給決定者数	7	14	12	464	230	81	54

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	会計年度任用職員報酬	10,104	報酬	会計年度任用職員報酬	9,459	報酬	会計年度任用職員報酬	14,436
職員手当・旅費	会計年度任用職員手当・旅費	2,326	職員手当・旅費	会計年度任用職員手当・旅費	2,485	職員手当・旅費	会計年度任用職員手当・旅費	3,624
共済費	会計年度任用職員社会保険料	1,788	共済費	会計年度任用職員社会保険料	1,724	共済費	会計年度任用職員社会保険料	2,137
需用費・備品	事務用品、案内リーフレット等	323	需用費	事務用品、案内リーフレット	231	需用費	事務用品、案内リーフレット	325
委託料	就労準備支援事業業務委託等	72,344	委託料	就労準備支援事業業務委託等	81,994	委託料	就労準備支援・引きこもり支援等委託	21,234
扶助費	住居確保給付金	75,689	扶助費	住居確保給付金	23,706	扶助費	住居確保給付金	44,172
負担金補助	新型コロナウイルス自立支援金	194,560	負担金補助	新型コロナウイルス自立支援金	71,880	役務費	郵便料	198

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	24,388	23,243	▲ 1,145	地方税等	0	0	0
	物件費	73,297	82,854	9,557	国庫支出金	394,805	199,225	▲ 195,580
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	75,689	23,706	▲ 51,983	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	194,560	71,880	▲ 122,680	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	394,805	199,225	▲ 195,580
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,345	1,771	▲ 574	行政収支差額(a)-(b)=(c)	24,526	▲ 4,229	▲ 28,755
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	370,279	203,454	▲ 166,825	通常収支差額(c)+(d)=(e)	24,526	▲ 4,229	▲ 28,755
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	24,526	▲ 4,229	▲ 28,755

備考 行政費用では、補助費等が最も多く全体の約41%を占める。これは新型コロナウイルス感染症自立支援金制度の開始によるものである(委託料)。扶助費は住居確保給付金の支給決定件数の実績減により減となった。行政収入では、国庫負担金が46,077千円、国庫補助金が153,148千円の収入があった。

問題点・課題 ○令和2・3年度のコロナ禍の影響による生活困窮の状況は落ち着きを取り戻しつつあるが、離職・収入減少による生活困窮の相談は依然多く、的確な支援制度を紹介するなど相談員の知識量が重要となる。専門研修や係内の定例ミーティングを積極的に活用し、相談員のスキルアップと相互の情報共有に努める。  
○精神障害を原因とする生活困窮や引きこもり相談等については、支援関係者が多岐にわたるため、相談者を支援する組織力の向上を図る。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	長期化するコロナ禍の状況を見ながら他自治体の取組等も研究し、相談体制の在り方を含めて検討していく。	区のひきこもり総合相談窓口を開設した。窓口紹介リーフレットを刷新し、関係窓口に配架し周知に務めた。	既存の相談支援体制を維持しつつ、区内及び他機関との連携を強化し、ひきこもり支援体制を強化していく。
②	相談支援員向けの研修などを活用し、職員の更なる能力向上を図り、支援の充実に努めていく。	複雑・深刻化した相談に対応するために、相談員研修を積極的に受講し知識の習得に努めた。	各相談員の知識や事例を共有し、研修で得た知識を相談業務に活かしていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	生活困窮者自立支援法に基づく必須事業であり、全区が実施。任意事業についても、いずれかの事業を全区が実施。

議会議決要旨	平成27年度9月会議 「生活困窮者自立支援法の運用にあたって」 平成27年度9月会議 「生活困窮者自立支援制度における任意事業実施の検討について」 令和3年度9月決算特別委 「住居確保給付金の令和2年度執行率(400%超)について」
--------	--